

【1985年6月18日】児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
参議院社会労働委員会

児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(昭和60年6月18日 参議院社会労働委員会)

政府は、次の事項につき、速やかに検討し、実現に努めるべきである。

- 一 今後における児童手当制度の役割の重要性にかんがみ、社会保障制度の一環として、児童養育費が家計に及ぼす影響、出生数の動向等を勘案し、長期的展望に立って、将来における児童手当制度の位置づけ及び国民の費用負担の在り方について、可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること。
- 二 速やかに児童手当の支給対象児童の範囲、支給期間、手当額、所得制限、国民の費用負担方式等について抜本的に再検討し、制度の充実を図ること。
- 三 新制度の実施に当たっては、新受給者が漏れなく手当の支給を受けられるよう、周知・徹底を図ること。